参考資料３

夜間景観のあり方について

（検討資料）

目　次

Ⅰ　夜間景観施策検討の背景 １

Ⅱ　夜間景観の現状と特性..... ４

Ⅲ　夜間景観形成の目標と基本方針 ８

Ⅳ　夜間景観形成の取り組みの方向性と施策展開の考え方.....10

Ⅰ　夜間景観施策検討の背景

１．検討の背景

・大阪市では、今後の景観施策のあり方について、平成 26 年 12 月 19 日に都市景観委員会へ諮問し、平成 28 年 3 月 30 日に当委員会から答申を受け、今後の景観施策の展開として「夜間景観の形成」について取り組みの必要性が提言されている。

【抜粋】「今後の景観施策のあり方について（答申）」（平成 28 年 3 月 30 日、大阪市景観委員会）

第 3 章　今後の景観施策の展開の方向性 ／ 1 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進
／ （1）地域の特性をいかした建築物等の景観誘導

⑥夜間景観の形成

・地域の特性に応じた夜間景観の形成を誘導していくとともに、特に重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策と連携しながら橋梁や護岸をはじめとする公共施設等のライトアップなどによる演出を図っていくことが望ましい。

・大阪市では、官民により組織する光のまちづくり推進委員会において、「大阪光のまちづくり 2020 構想」のもと、光のまちづくりに関する各種のプロモーションやライトアップの技術指針を公開する他、橋梁のライトアップなどの取り組みを進めており、都心部の水辺などにおいて夜間景観が形成されている。
・現行の景観計画においては、景観施策の展開の方向性として夜間景観の形成を位置付けるとともに、地域の特性に応じた夜間景観の形成に向けた景観計画区域の景観形成方針及び定性的な景観形成基準を定めている。
・しかし、特に重点的な景観形成を図っていく地区における夜間景観を演出するための具体的な考え方や方策を定めておらず、取り組みが不十分なものとなっていることから、夜間景観の形成についてより具体的な施策展開に向けた検討が求められている。
・また、新たな技術によるファサード演出に対応した景観協議の枠組みがないため、夜間景観の形成に関する誘導が不十分なものとなっている。
・こうした背景の中、大阪市における夜間景観形成の基本方針や現状と特性を明らかにしたうえで、大阪らしい夜間景観のあり方を検討するものである。

２．施策展開の経緯

・大阪市では、明治 20 年に大阪電灯株式会社が設立され、劇場や料亭などを対象に道頓堀をはじめとする南地で最初の電気供給が行われ、その後の普及により『夜景』が誕生した。
・明治 36 年に開催された第５回内国勧業博覧会で、『日本最初のイルミネーション』が実施された。
・大正 15 年に開催された電気大博覧会では新しい建築照明（フラッド・ライティング）が取り入れられ、夜間照明は直接光から間接光の時代へと変化した。
・昭和初期には、電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及した。また、『京都大阪神戸　明かりの名所』が刊行（照明学会）されると、商業地区の夜景、イルミネーションが公共的な価値を有する景観として認知され、大阪市内各所に『光の名所』が誕生した。
・夜間景観の形成に関わる大阪市の施策導入は、昭和 58 年にライトアップ大阪計画を実施したことが、始まりとなる。
・平成２年に策定された大阪市総合計画 21 では、『「光の演出」により都市の魅力を高める』とし、平成７年には大阪市景観形成基本計画を作成、同年、世界夜景会議を大阪市で開催した。
・平成９年に大阪市夜間景観基本方針を、平成 11 年には夜間景観整備指針を策定し、『「まちの明かり」を考える』パンフレットを作成した。
・平成 16 年には、「光のまちづくり企画検討委員会」により、官民協働による光のまちづくりを推進する「光のグランドデザイン」を策定した。
・現在は、光のまちづくり推進委員会により、「水と光の首都大阪」を実現するため、「大阪光のまちづくり 2020 構想」に基づき、官民協働による光のまちづくりを推進している。

＜主な夜間景観形成の経緯＞

明治 20 年（1887 年）	大阪電灯株式会社　設立
明治 22 年（1889 年）	電気の供給（道頓堀をはじめとする南地を配電区域とした）
明治 26 年（1893 年）	電灯利用者が１万人を突破
明治 36 年（1903 年）	第５回内国勧業博覧会　開催（今宮・天王寺界隈）
明治末年～大正初期	新世界ルナパーク、通天閣、千日前楽天地など新しいの娯楽施設が開業
大正 15 年（1926 年）	電気大博覧会　開催（港区八幡町・天王寺公園）
昭和初期	電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及
昭和８年（1933 年）	『京都大阪神戸　明かりの名所』刊行（照明学会）
昭和 58 年（1983 年）	ライトアップ大阪計画の実施
平成７年（1995 年）	世界夜景会議の開催、景観形成基本計画の策定
平成 11 年（1999 年）	夜間景観整備指針の策定、『「まちの明かり」を考える』パンフレット作成、配布
平成 16 年（2004 年）	光のグランドデザインの策定
平成 21 年（2009 年）	大阪光のまちづくり 2020 構想の策定
平成 26 年（2014 年）	御堂筋沿道建築物のデザイン誘導制度の策定
平成 29 年（2017 年）	大阪市景観計画の変更

【夜間景観の成り立ち】　※出典：水都大阪の実践　光のまちをつくる

・明治から昭和にかけて、大阪市内の各所に「光の名所」が誕生した。他にない夜景を生み出した大阪は、あきらかに日本を先導する「光のまちづくり」の実践の場であった。

明治～大正	昭和～
M20（1887 年） 大阪電灯株式会社　設立 ［図 1］ **M22（1889 年）** 電気の供給　開始（道頓堀など） 一般家庭ではなく劇場や料亭、お茶屋などを対象 ［図 2］ **M26（1893 年）** 電灯利用者が１万人を突破 **『夜景』誕生** **M36（1903 年）** **日本最初のイルミネーション** 第５回内国勧業博覧会（今宮・天王寺界隈） 各展示館が閉じられた後も４千個以上の電球で彩られた各館の様子が見世物となり、会場内の電気照明が落とされる午後 10 時まで夜景見物でにぎわった。 ［図 3］ **明治末年** 新世界ルナパーク（M45（1912 年））、通天閣（M45（1912 年））、千日前楽天地（T3（1914 年））など新興の娯楽施設が開業 ［図 4］ **T4（1915 年）** 高燭光点灯勧誘デー 市内 50 箇所の看板や屋内灯を通常よりも明るくした奉祝事業（難波橋、日本橋、淀屋橋、戎橋など） ［図 5］ **T12（1923 年）** 大阪電灯からの事業買収に伴い大阪市電気局を組織（現、Osaka Metro） **T15（1926 年）** 電気大博覧会　開催（大阪湾・天王寺公園） **直接光から間接光へ** 屋根や柱、壁に直接電球を取りつけるイルミネーションから多様な建築照明を組み合わせる演出へとかわっていった ［図 6］	**昭和初期** **『夜景』は新たな段階へ** ・電飾看板などの専門業者現る（浮田装電社） ・ネオンサインの普及 ・道頓堀界隈の電飾広告などは「光の洪水」であり、広告価値を有するものもあるが、単なる「光の浪費」に過ぎないものが多い。（大大阪より） **S8（1933 年）** **『京都大阪神戸　明かりの名所』刊行（照明学会）** 〇外廓照明 大阪城天守閣、阪急百貨店、大丸百貨店、歌舞伎座、道頓堀のカフェーマルタマ、松竹座、牡蠣船「かき米」など 〇電気サイン 大阪駅前、道頓堀福助足袋、新世界、千日前、キャバレー赤玉など 〇街路照明 御堂筋、堺筋、心斎橋筋、戎橋筋、二ツ井戸など 〇橋梁照明 桜之宮橋、難波橋、玉江橋、農人橋、田蓑橋、筑前橋、渡辺橋、高麗橋 〇店頭照明 心斎橋のヨネツ洋品店、鐘紡サービスステーション、明治製菓、キムラ縮緬店 〇標識灯 朝日ビルディング、三越百貨店大阪店、歌舞伎座、生駒山上など ［図 7］ **商業地区の夜景、イルミネーションが公共的な価値を有する景観として認知される** **S17（1942 年）** 配電事業を関西配電（現、関西電力）に移管 ＿＿＿＿は大阪市関連

図 1 大阪電灯株式会社
開業 20 周年絵葉書

図 2 大阪初の配電区域となった
道頓堀の夜景を描く刷り物

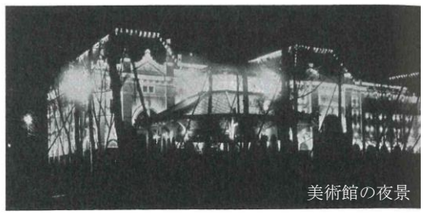

図 3 第五回
内国勧業博覧会

図 4 明治末年の娯楽施設

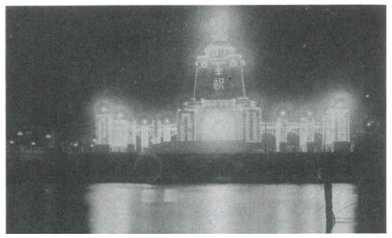

図 5 難波橋奉祝門

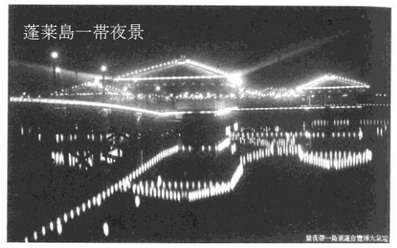

図 6 電気大博覧会

図 7 『京都大阪神戸　明かりの名所』

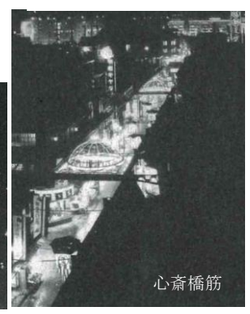

【夜間景観形成に関わる施策の取り組み】

・大阪市では、ライトアップ大阪計画（S58）の実施が夜間景観の形成に関わる施策導入の始まりであり、その後、夜間景観整備指針の策定や、『「まちの明かり」を考える』パンフレットの作成など、様々な取り組みが実施した。
・平成 16 年には「光のグランドデザイン」を策定し、現在は、光のまちづくり推進委員会により、「水と光の首都大阪」を実現するため、「大阪光のまちづくり 2020 構想」に基づき、官民協働による光のまちづくりを推進している。

	景観施策の取り組み
S58（1983 年）	**ライトアップ大阪計画の実施** （目的） ①大阪市の夜の景観を美しくする ②大阪のイメージアップを図る ③都市の安全性を高める （内容） ・大阪市内の主要な建築物（中央公会堂、東洋陶磁美術館、天守閣）、橋梁（水晶橋、港大橋）等のライトアップの実施 ・大阪城築城 400 周年記念イベントの一環として実施 （運用） 『国際都市大阪の品格にふさわしい都市景観の形成』等を審議することを目的に、「大阪市都市景観等懇談会（現、都市景観委員会）」に図りながら整備を進める
H2（1990 年）	**大阪市総合計画２１の策定** ・都市の魅力を引き出す演出の１つとして「光・音などによる演出」をあげている
H7（1995 年）	**大阪市景観形成基本計画の作成** ・都市景観条例に基づく景観形成基本計画（H11.12）の元となるもの ・景観形成推進に向けたリーディングプロジェクトの１つとして「光と色彩の景観計画」をあげている
	世界夜景会議の開催 ・夜間景観に関する世界会議（開催：大阪市） ・景観・生活・共生をキーワードに夜景を考える
H9（1997 年）	**大阪市夜間景観基本方針の作成** 大阪市の都市構成 《オフィス街、ターミナル、商業集積地・繁華街、都市内緑地、水系、歴史的地区》に基づき、特に重要だと考えられる地域を選定し、各地域における夜間景観の基本方針を作成 ① 都心部 〔オ：本町～梅田方面〕〔タ：大阪・梅田、難波・道頓堀〕〔商：御堂筋・長堀通、大阪・梅田〕〔緑：東横堀川・道頓堀川、靭公園〕 ② 大川・中之島周辺 〔緑：桜ノ宮公園、南天満公園、中之島公園〕〔水：大川〕〔歴：中之島〕〔オ：本町～梅田方面、OBP〕 ③ 都市内水辺回遊ルート 〔水：水の回廊、大阪城内掘・外堀〕〔緑：南天満公園、中之島公園〕〔歴：中之島、大阪城〕 ④ 上町台地周辺 〔緑：真田山公園、天王寺公園、長居公園〕〔歴：大阪城、難波宮跡、生国魂神社、四天王寺〕〔オ：天王寺〕〔水：東横堀川、大阪城内掘・外堀〕 ⑤ 臨海部 〔天保山、舞洲、夢洲、咲洲コスモスクエア〕

	景観施策の取り組み
H10（1998 年）	**大阪市都市景観条例の制定** ・大規模建築物等の景観協議・届出等、各種景観形成に向けた施策の運用開始
H11（1999 年）	**景観形成基本計画の策定**（旧条例第５条、H29.10 廃止） ・大阪市における景観形成のあり方と指針を述べるもの ・本計画の具体化に向け、各種指針を策定（まちなみのデザイン指針、まちのアート整備指針、立体駐車場整備指針、**夜間景観整備指針**、色彩景観計画ガイドライン） ・**『「まちの明かり」を考える』**パンフレット作成 **※夜間景観整備指針** 考え方：夜間景観の整備にあたって大切なことは、その場所・地域の性質をよく考え、それに相応しい計画を立てること。夜間も人々が安心して活動でき、快適で魅力にあふれた大阪らしいまちづくりを進めるため、夜間景観の整備を進める。
H16（2004 年）	**光のグランドデザインの策定** ・大阪市長を座長とする「花と緑・光と水談話会」（2002.9）が発足し、新たな都市の魅力を創出する方向性を示す提言である「大阪　花と緑・光と水のまちづくり」（2003.3）を発表した。その後、「光のまちづくり企画検討委員会」が編成され、官民協働による光のまちづくりを推進する**「光のグランドデザイン」**を策定した。 ・大阪光のまちづくり『５つのコンセプト』 ① 大阪らしさを活かした光～水を感じる光～ ⇒水辺の光環境を生み出し『水と光』をテーマにした開発を推進 ② テーマ性のある光 ⇒話題性のある光空間の形成、回遊性と物語性ある光を創出 ③ 絵葉書になる光 ⇒快適な光環境を推進、美しい夜景の創出 ④ やすらぎの光 ⇒経済的・環境の考慮した安全・安心な夜間空間 ⑤ もてなしの光 ⇒都市として人々をもてなす配慮ある光の復活 ・光のネックレス構想 光の都市軸：光のまちづくりの基盤となる（インフラとしての都市照明の整備推進） 光の暦：年間を通じて開催される光のパフォーマンス（光を核としたイベントの創設と推進） 光百景：歴史や未来を光で語る（光のまちづくり活動の内外へのプロモーション）
H21（2009 年）	**水都大阪 2009** 「水都大阪」の魅力を新たに創出し、国内外に発信・定着させていく『まちづくり事業』として開催 ① 錦橋ライトアップ ② 難波橋・天神橋ライトアップ ③ ナイトプログラム「水の回廊　時空の架け橋」 **大阪光のまちづくり 2020 構想の策定** ・第１編　光のグランドデザイン ・第２編　光のまちづくり参考技術指針 ・第３編　アクションプラン　現在、第３フェーズ

Ⅱ　夜間景観の現状と特性

１．夜間景観の現状

・大阪市の夜間景観は、全国に先駆けた新しい試みにより誕生し、官民協働による取り組みにより現在の夜間景観が形成されている。
・その特徴は、中・遠景で捉えた市街地のあかりを高所から広域に捉える夜景「俯瞰するあかり」、水面に映る夜景「水辺のあかり」、一定の地区や通りの夜景「界隈のあかり」、ランドマークとなる特徴的な建物や橋梁などの単体施設の夜景「個のあかり」が典型的である。
・中之島界隈では、水都大阪を代表する景観が形成されつつあり、橋梁や護岸のライトアップが水面に映える景色は、魅力的な夜間景観となっている。
・都心部では、緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活発化するなど、周辺の夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられる。
・臨海部では、2025 大阪・関西万博やＩＲなど大規模な開発が予定されており、大阪の新たなランドマークとなる都市景観が形成されることが想定される。
・こうした状況を踏まえ、大阪らしい夜間景観を形成していくことやより魅力的なものにしていくため、様々な主体と協働した取り組みが求められている。

（１）俯瞰するあかり

「俯瞰するあかり」とは
　市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観であり、高所に視点場があることが成立要件である。

＜現状＞
・平坦な地形が多い大阪市にあっては、高低差のある地形が特徴的な上町台地にある天王寺七坂から西側の市街地を俯瞰することができるが、俯瞰できる市街地の範囲は限られている。
・その他、市内に点在する高層ビルからの夜景については、有料展望台や高層ビルに設けられたロビー階からの夜景などがあるが、これまで景観施策としての取り組みは行っていない。

大阪歴史博物館から見た大阪城と OBP の夜景

＜求められる景観形成＞
・市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観については、行政による景観施策としての関わり方や、具体的な取り組みのあり方を検討していくことが求められる。

⇒　**高層ビルから市街地をより魅力的に望むことにより、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる取り組みが求められている。**

【参考】他都市事例
・長崎市における稲佐山など視認される環長崎港一帯の市街地を対象とした夜間景観づくりのためのガイドライン（斜面市街地における道路やランドマークの照明整備、水際線を顕在化させる照明整備など）などの取り組み事例がある。
・東京スカイツリー等から見下ろす東京の市街地については、夜景スポットを紹介する観光施策や民間の取り組みはあるが、行政による景観施策としての取り組みは行われていない。

（２）水辺のあかり

「水辺のあかり」とは
　水際での水面に映るあかりとともに捉える夜間景観であり、水際の市街地とそれを望む水辺の視点場があることが成立要件である。

＜現状＞
・中之島界隈や水の回廊では、水の都を象徴するうるおいのある景観が形成されており、官民の連携による橋梁や護岸のライトアップ、水都大阪の様々なイベントなどが実施され、魅力的な夜間景観が一定程度形成されている。
・一方、海辺では、港大橋がライトアップされているものの、これらの取り組みに対し視点場の情報発信などが不十分であるため、視点場や視対象の設定など夜間景観の観点からの施策の充実が求められる。

中之島（大川）の夜景

＜求められる景観形成＞
・「橋梁や護岸のライトアップ」など、中之島界隈や光の回廊の現在の取り組みを充実させるとともに、「水際のあかり」や「水面に映るあかり」といった夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。

港大橋のライトアップ

⇒　**水際での水面に映える市街地をより魅力的に望むことにより、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる取り組みが求められている。**

【参考】他都市事例
・横浜市における臨海部の夜景の演出（建築物・工作物の定性基準、定量基準（色温度）など）やシンガポールのマリーナベイの夜間照明マスタープランやガイドライン（公共空間や建築物の照明による演出の取り組み）などの取り組み事例がある。

（３）界隈のあかり

「界隈のあかり」とは

照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観で、通りや地区における演出の取り組みが成立要件である。

＜現状＞

・中之島や御堂筋における光のまちづくり推進委員会の取り組み、御堂筋デザインガイドラインによる景観誘導、三休橋筋におけるガス灯と沿道の近代建築のライトアップなどと連携した取り組みによる夜間景観があり、いずれも一定の効果をあげている。

・道頓堀周辺では、道頓堀川を中心とした繁華街や商店街など多様な界隈が連坦し、個性的なファサードの建物により夜間においてもにぎわいのある景観が形成されている。

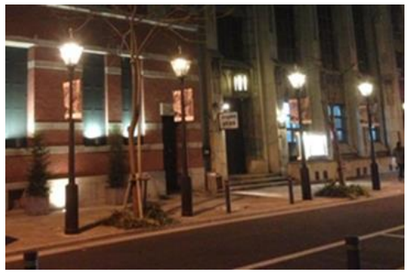

三休橋筋の夜景

＜求められる景観形成＞

・照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観については、一定の地区や通りにおける現在の取り組みを充実させるとともに、まとまりのある市街地や繁華街でエリアマネジメントとも連携し、夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。

・公共施設整備などの担当部局が実施する夜間景観との関連が深い施策と連携し、夜間景観をより魅力的なものにしていくことが求められる。

道頓堀川沿川の夜景

⇒ **一定のまとまりある地区をより魅力的に演出することにより、個性を際立たせた夜間のにぎわいを高める取り組みが求められている。**

【参考】他都市事例

・神戸市におけるシンボルとなる幹線道路軸の夜景の演出（公共空間におけるライトアップなどの光の演出や夜間景観を楽しむしかけづくりの取り組み）や千代田区（大丸有地区）における都心の業務地の夜景の演出（地域のエリアマネジメント団体がデザインマニュアルを作成し、建築物の照明による演出の取り組み）などの取り組み事例がある。

（４）個のあかり

「個のあかり」とは

照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観であり、ランドマークとなる施設での取り組みが成立要件である。

＜現状＞

・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた景観資源が船場や上町台地をはじめ、市域全域に点在している。大阪城天守閣や船場の近代建築のライトアップなど、特徴のある建築物等のライトアップは広がりつつあるものの、取り組みは限られている。

中之島ダイビルのライトアップ

＜求められる景観形成＞

・照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観については、ライトアップの対象となる景観資源の抽出や、演出の取り組みを促進するための方策を検討し、夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。

・公共照明においても、周辺施設との一体的なライトアップとなるよう道路照明灯のグレア対策を実施し、夜間景観をより魅力的なものにしていくことが求められる。

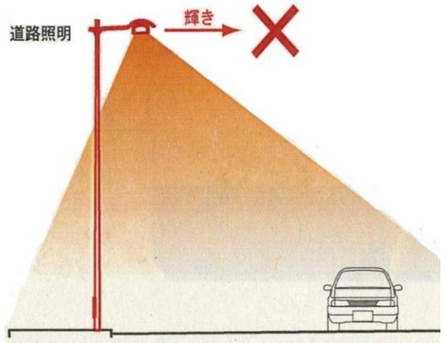

グレア対策前

グレア対策後

⇒ **大阪の歴史や風格を象徴するランドマークとなる景観資源をより魅力的に望むことにより、個性を際立たせた夜間のにぎわいを高める取り組みが求められている。**

【参考】他都市事例

・各地で取り組まれているタワーなどのランドマークや近代建築の個のあかりや横浜市（ヨコハマポートサイド地区）における、建築物やモニュメント、樹木等の個のあかりのライトアップに関する費用の助成の取り組み事例がある。

２．夜間景観が形成されているまちなみの分布

（１）特徴的な景観を有する主要なエリア

・大阪市景観計画における「特徴的な景観を有する主要なエリア」については、都市の顔となっているものや、シンボリックなランドマークや建築物群としての佇まいに依拠するもの、特有の地形や歴史文化の影響を受けるものなど、「夜間景観形成の基本方針」を実現する上で重要な要素を有しているといえる。

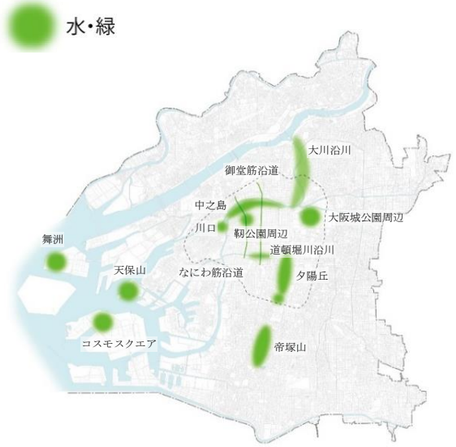

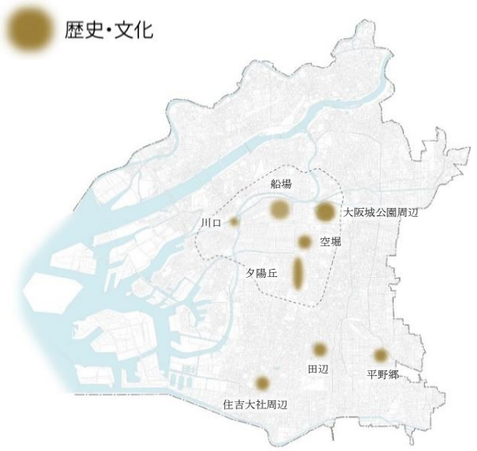

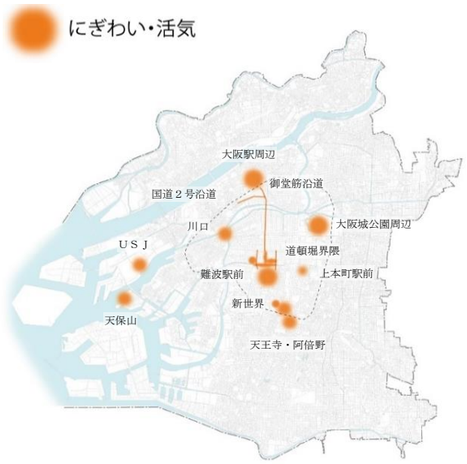

・大阪市においては、これまでに美観地区、建築美観誘導制度や景観形成地域などの景観施策を展開してきたエリアの他、風致地区や都市再生緊急整備地域における都市計画により誘導を行っているエリア、さらに景観協定や地区計画などを活用して地域主導の景観まちづくりが進められてきたエリアなどにおいて、特徴的な景観が形成されている。その他、大阪を代表する観光地、繁華街や市民アンケートにより明らかとなった市民が好きな風景を有するエリアについても特徴的な景観を有しているといえる。

（２）大阪らしい夜間景観が形成されているエリア

・今後、夜間景観に関わる施策を展開していくにあたっては、潜在的なものも含めて大阪らしい夜間景観の特徴を有している必要がある。

・このことから、「Ⅱ章　１　夜間景観の現状」で整理した「俯瞰するあかり」「水辺のあかり」「界隈のあかり」「個のあかり」の典型的な景観構造に該当する夜景があるエリアに大阪らしい夜間景観が形成されていると考えられる。

・特徴的な景観を有する主要なエリアのうち、「俯瞰するあかり」「水辺のあかり」「界隈あかり」「個のあかり」といった夜間景観の景観構造を有するものについて、以下のとおり整理する。

特徴的な景観を有する主要なエリアのうち、夜間景観としての景観構造を有するエリアの一覧

エリア	夜間景観のタイプ			
	俯瞰するあかり 市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜景	水辺のあかり 水際での水面に映るあかりとともに捉える夜景	界隈のあかり 照明により演出された一定の地区や通りにおける夜景	個のあかり 照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜景
大阪駅周辺	● グランフロント、スカイビル		●	● スカイビル
難波駅周辺			●	● 南海ビル
天王寺・阿倍野	● ハルカス		●	● ハルカス
ベイエリア*1	● 大阪府咲州庁舎展望室、阪神高速	●		● 港大橋
ＵＳＪ			●	
大正内港		●		
御堂筋沿道	●		●	● 大阪ガスビル
なにわ筋沿道			●	
三休橋筋沿道			●	
四つ橋筋沿道			●	
堺筋沿道			●	● 大阪証券取引所ビル
土佐堀通沿道			●	● ルポンドシエルビル
長堀通沿道			●	
国道２号沿道			●	
大川沿川		●		
中之島*2	● フェスティバルタワーウエスト	●	●	● ダイビル本館
水の回廊*3		●		
安治川沿川		●		
大阪城公園周辺*4	● ツイン21、天守閣、大阪歴史博物館		●	● 大阪城天守閣
夕陽ヶ丘				● 四天王寺
平野郷			●	
船場			●	● 芝川ビル
新世界	● 通天閣			● 通天閣

※夜間景観を有するエリアのうち、空間的・動線的につながりのあるものは、複数のエリアを合わせて一つのエリアとしている。

＊1 … コスモスクエア、築港・天保山、舞洲、夢洲を含むエリア

＊2 … 中之島、堂島川沿川、土佐堀川沿川を含むエリア

＊3 … 堂島川沿川、土佐堀川沿川、木津川沿川、道頓堀川沿川、東横堀川沿川を含むエリア

＊4 … 大阪城公園周辺、ＯＢＰ、京橋、森ノ宮を含むエリア

（３）施策効果・誘導効率の高いエリア

・今後、夜間景観に関わる施策を展開していくにあたっては、施策を実施することによる効果が高く、かつ施策を効率的に実施することができるエリアにおいて実施することが有効である。

・このことから、施策効果・誘導効率が高いエリアは、人が集まるにぎわいの拠点であり、かつ今後の開発動向や地域におけるまちづくりの取り組みがあることに着目して、以下のとおり整理する。

施策効果が高い	にぎわいの拠点	・観光客など人が集まり、多くの人の目に触れるにぎわいの拠点であり、都市の魅力向上に資するエリア
	光のまちづくり	・光のまちづくり推進委員会の取り組みがあるエリア

＋

誘導効率が高い	今後の開発動向	・今後まとまった規模の開発が進むエリア
	まちづくりの取り組み	・地域主導によるまちづくりの取り組みがあるエリア

大阪らしい夜間景観が形成されているエリアのうち、施策効果・誘導効率の高いエリアの一覧

エリア	施策効果が高いエリア	誘導効率が高いエリア		施策効果・誘導効率の高いエリア
	にぎわいの拠点	今後の開発動向	まちづくりの取り組み	
大阪駅周辺	● うめきた広場	● うめきた２期	● TMO グランフロント大阪	●
難波駅周辺	● なんば駅前広場		● なんば安全安心賑わいのまちづくり協議会	●
天王寺・阿倍野	●			
ベイエリア	● 新夕陽ヶ丘、IR	● 大阪・関西万博、IR	● 築港・天保山	●
ＵＳＪ	●			
大正内港				
御堂筋沿道	●		● 御堂筋まちづくりネットワーク	●
なにわ筋沿道		● なにわ筋線		
三休橋筋沿道				
四つ橋筋沿道				
堺筋沿道				
土佐堀通沿道			● 北浜水辺協議会	
長堀通沿道				
国道２号沿道				
大川沿川				
中之島	● 中之島公園	● 中之島西部（5、6 丁目）	● 中之島まちみらい協議会	●
水の回廊	● とんぼりリバーウォーク		● 水都大阪コンソーシアム	●
安治川沿川				
大阪城公園周辺	● 大阪城公園	● 森ノ宮、京橋	● 大阪ビジネスパーク開発協議会	●
夕陽丘				
平野郷				
船場	●		● 船場倶楽部	●
新世界	●			

Ⅲ　夜間景観形成の目標と基本方針

１．夜間景観形成の目標

（１）夜間景観形成の意義

・夜間景観は、光を活用・抑制することにより光でまちを演出し、昼間とは異なる夜景の形成により、風格のある都市の魅力を高めるものである。
・美しい夜景は観光都市・大阪の魅力の一つであり、特に、水面に映る夜景は水都大阪を象徴し、大阪らしい夜間景観となっている。
・現在、官民一体で取り組む『光のまちづくり推進委員会』により、『大阪光のまちづくり 2020 構想』を掲げ、中之島（大川・堂島川）や水の回廊でのライトアップなど光の都市軸として光景観を創出してきており、今後も継続した取り組みが望まれる。
・また、大阪市の景観形成の目標である『都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む　大阪らしい景観をつくる』を達成するためには、昼間の景観だけでなく、魅力ある夜景を形成することで都市への愛着や誇りを醸成することも重要である。
・こうした点に鑑みたとき、大阪市にとっての夜間景観の形成の意義は、以下のように考えることができる。

①　都市の風格の向上

・都市の顔となる空間において象徴的な夜間景観の形成に取り組むことにより、人々を魅了するフォトジェニックな光景観を演出するなど、大都市としての風格を高める。

②　観光や交流の活性化による都市の活力の創出

・地域の持つ様々な特徴をいかした夜間景観の形成により地域の個性を際立たせ、大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、夜間における人々のアクティビティを活性化するなど、観光や交流の活性化による活力の創出を促進する。

③　地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

・人々の景観への意識を高め、主体的に夜間景観の形成に関わることにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進する。

④　豊かな生活環境の形成

・身近な都市空間において、夜間景観の形成に取り組むことにより、地域の特性に応じた快適な光や環境に優しい光を誘導するなど、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進する。

（２）夜間景観形成の目標

・大阪市における夜間景観形成の意義は、大都市としての風格を高めること、観光や交流の活性化による活力の創出を促進すること、地域に対する愛着や誇りを醸成し個性あるまちづくりを促進すること、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進することが考えられ、これらは本市における景観形成の意義と同じである。
・また、大阪らしい夜間景観の特徴は「俯瞰するあかり」「水辺のあかり」「界隈のあかり」「個のあかり」の４つのテーマから捉えることができる。こうした特徴的な夜間景観を支えている多様な市民や事業者との協働により、大阪らしい景観を、夜間においても、より魅力的なものにしていくことを目標とする。
・そのため、大阪市景観計画において定める景観形成の目標を夜間景観形成の目標とし、市民や事業者との協働により実現していくこととする。

【大阪市における景観形成の目標】＝【夜間景観形成の目標】

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む　大阪らしい景観をつくる

【参考】大阪市における景観形成の意義　※大阪市景観計画より

〇都市の風格の向上
都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

〇観光や交流の活性化による都市の活力の創出
地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

〇地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出
人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

〇豊かな生活環境の形成
身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

２．夜間景観形成の基本方針

・夜間景観形成の基本方針は、夜間景観形成の目標を実現していくためのより具体的な内容としていくことが必要である。
・市域全域で安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくりを行うとともに、大阪らしい夜間景観の４つのテーマに沿って、光景観の演出により都市のイメージを高めることや、地域の特性をいかした夜間照明の演出により個性を際立たせた夜間のにぎわいづくりについて、市民や事業者との協働により推進していくことを夜間景観形成の基本方針とする。

大阪らしい夜間景観の形成

安心のあかり　※市域全域

俯瞰するあかり	水辺のあかり	界隈のあかり	個のあかり
市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜景 (例)上町台地、展望台　等	水際での水面に映えるあかりとともに捉える夜景 (例)中之島、ベイエリア、水の回廊沿川　等	照明により演出された一定のまとまりのある地区の夜景 (例)船場、御堂筋、中之島　等	照明により演出された単体施設の夜景 (例)近代建築、天守閣、橋梁　等

取り組みのイメージ

高層ビルから市街地をより魅力的に望むことにより、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる。 (例)高層ビルの頭頂部等の夜間照明による演出や視点場整備、情報発信　等	水際での水面に映える市街地をより魅力的に望むことにより、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる。 (例)橋梁や護岸のライトアップ、水際の建築物による光の演出、情報発信　等	一定のまとまりある地区をより魅力的に演出することにより、個性を際立たせた夜間のにぎわいを高める。 (例)地域景観づくり協定の活用、光のまちづくり推進委員会との連携　等	大阪の歴史や風格を象徴するランドマークとなる景観資源をより魅力的に望むことにより、個性を際立たせた夜間のにぎわいを高める。 (例)都市景観資源等の活用、情報発信、光のまちづくり推進委員会との連携　等

【夜間景観形成の基本方針】

○ 都市のイメージを高める印象的な顔づくり
・不特定多数の人の目に触れる頻度の高い場所において、フォトジェニックな（写真映えする）光景観を演出し、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる。

○ 個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり
・個性的な景観のある地域において、個性を魅力的に際立たせるよう夜間照明による演出を行うことで大阪を訪れる多くの人を惹きつけ、夜間におけるアクティビティを活性化し、夜間のにぎわいを高めていく。

○ 安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり
・市民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間において必要な明るさを確保するとともに、住宅地、業務地、繁華街、工業地など、地域の特性に応じた上質な夜間照明を誘導し、日常の生活空間の魅力を高めていく。

市民や事業者との協働

●協働による景観形成における各主体の役割

夜間景観形成の基本方針に基づいて市民や事業者との協働による景観形成を進めていくにあたっては、各主体が景観形成の目標を共有したうえで、それぞれの立場における役割を積極的に果たすよう、取り組みを進めていくものとする。

【参考】協働による景観形成における各主体の役割　※大阪市景観計画より

○市の役割
市は、本計画に基づき、景観形成の推進のために必要となる計画や施策を策定・実施するとともに、市民や事業者との協働による夜間景観形成を促進するため、景観に関する市民及び事業者の意識を高めるよう、積極的に啓発を行います。

○市民の役割
市民は、自らの身近な地域の景観に対する関心を深めるとともに、地域でめざすべき景観のあり方を地域住民と一緒に共有しつつ、自身が魅力的な景観形成の主体として、身近にできることから取り組んでいきます。

○事業者の役割
事業者は、自身の事業活動が景観形成に与える影響について認識し、事業活動の実施にあたって魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関わる施策に協力します。

Ⅳ　夜間景観形成の取り組みの方向性と施策展開の考え方

１．夜間景観形成の取り組みの方向性

・大阪らしい夜間景観の形成を、市民や事業者との協働により推進していくため、建築物等の誘導と景観まちづくりの推進を図っていく。
・これまでに策定された夜間景観基本方針や夜間景観整備指針の基本的事項については、平成 29 年度に変更された景観計画に一部継承されており、今後の取り組みについて検討を進める場合も、その考え方を継承する。
・また、協働により夜間景観形成を促進していくため、景観に関する市民や事業者の意識の啓発を行っていく。
・さらに、施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を目指す。

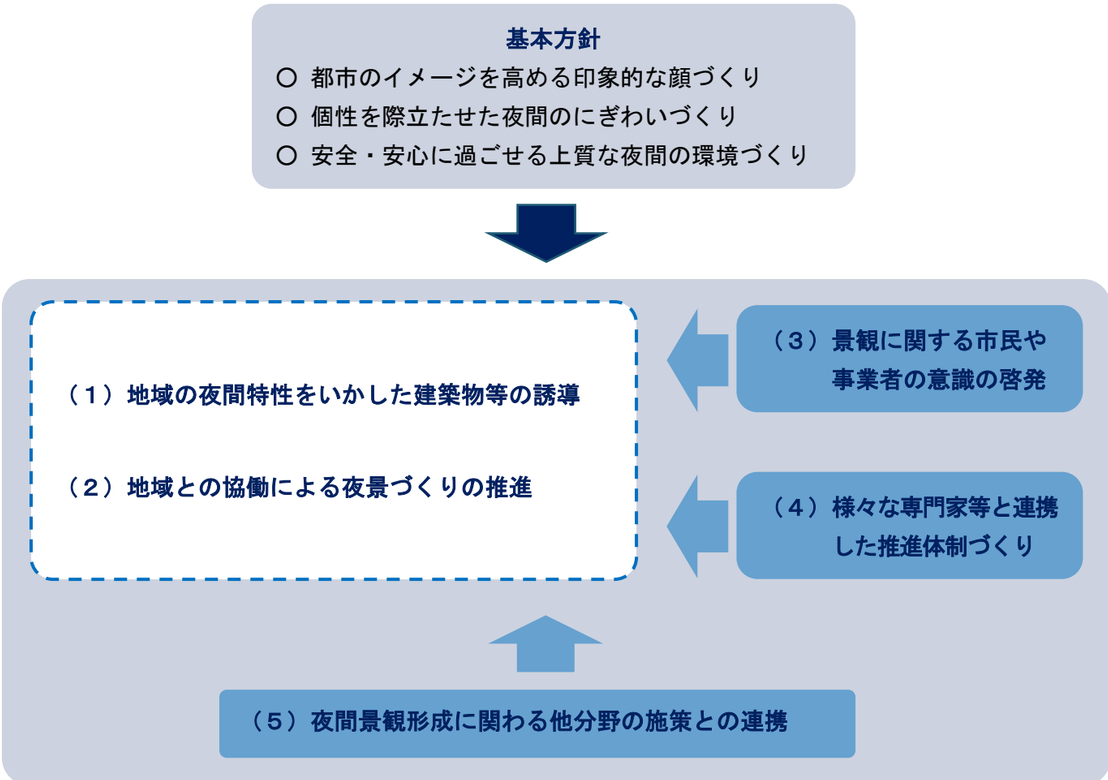

（１）地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導

・市街地の景観に与える影響が大きい大規模な建築物や土木構造物については、夜間照明や屋外広告物についても、きめ細やかな誘導を行う。
・都市の顔となる場所や、水と緑が豊かな潤いのある場所など、特徴的な景観を有する地域においては、地域の特性をいかした重点的な景観形成を公民がともに推進することにより、夜間景観の魅力を高める。
・周辺と比べてボリュームが大きくなる面的整備の対象地区では、夜間景観の形成についても協議を求め、印象的な顔づくりを誘導する。
・地域特性に応じた夜間景観の形成を誘導していく他、特に重点的な景観形成を図っていく地区では橋梁や護岸をはじめとする公共施設等のライトアップによる演出を図るとともに、道路や公園等の夜間照明は落ち着いた雰囲気のものとするため、温かみのある色とする。

＜具体的なイメージ＞
・建築物（夜間照明、メディアファサード　等）
・広告物（電照看板、デジタルサイネージ　等）
・公共照明（橋梁や護岸等のライトアップ、道路・公園等の夜間照明の色温度　等）
・大規模面的整備（頭頂部や低層部の色温度・デザイン、視点場づくり、景観資源への配慮　等）

（２）地域との協働による夜景づくりの推進

・市域の各地で景観形成に関わる地域主導のまちづくりの取り組みが進められており、こうした取り組みの中で夜間景観の形成を促進していく。
・地域の夜間特性にいかした夜景づくりを進めるため、地域景観づくり協定制度を活用するなど、景観まちづくり活動への支援を行う。

＜具体的なイメージ＞
・地域の景観資源をいかした夜景づくり（地域景観づくり協定制度の活用　等）

（３）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

・光景観の演出によってフォトジェニックな（写真映えする）ポイントとなっている場所を情報発信するなど、景観に興味をもってもらう仕掛けづくりを行い、様々な機会をとらえて良好な景観形成に関する市民や事業者の理解を深めるよう、景観に関する意識の啓発を行う

（４）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

・夜間景観形成の取り組みを推進するため、景観や建築、照明デザインといった様々な立場の専門家と連携しながら、幅広い観点から施策を総合的に展開していくための体制を整備する。

（５）夜間景観形成に関わる他分野の施策との連携

・夜間景観の施策展開にあたっては、観光、屋外広告物指導、公共施設整備などの担当部局や光のまちづくり推進委員会などの関係機関が実施する、夜間景観との関連が深い施策と効果的に連携するなど総合的な取り組みを進める。

＜具体的なイメージ＞
・観光施策（大阪城魅力、天王寺魅力、まち魅力、水都魅力　等）
・屋外広告物指導（電照看板、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング　等）
・公共施設整備（道路、公園等の夜間照明の色温度、グレア対策　等）
・光のまちづくり推進委員会（光のまちづくり技術指針、橋梁・護岸のライトアップ、エリア別ガイドライン、光の饗宴、フォトコンテスト　等）

２．夜間景観施策の展開の方向性

・夜間景観施策の展開にあたっては、主要な視点場・視対象を明示するとともに、景観計画との連動を軸としながら、景観読本やガイドライン等で補完し、また他分野の施策との連携により強化することで、市内各所に名所をつくり、建築物等の誘導と地域主導のまちづくりによる夜景づくりの推進を図っていく。

・また、新たな技術に対応するべく景観協議の枠組みを設け、創造的な景観を創りだす。

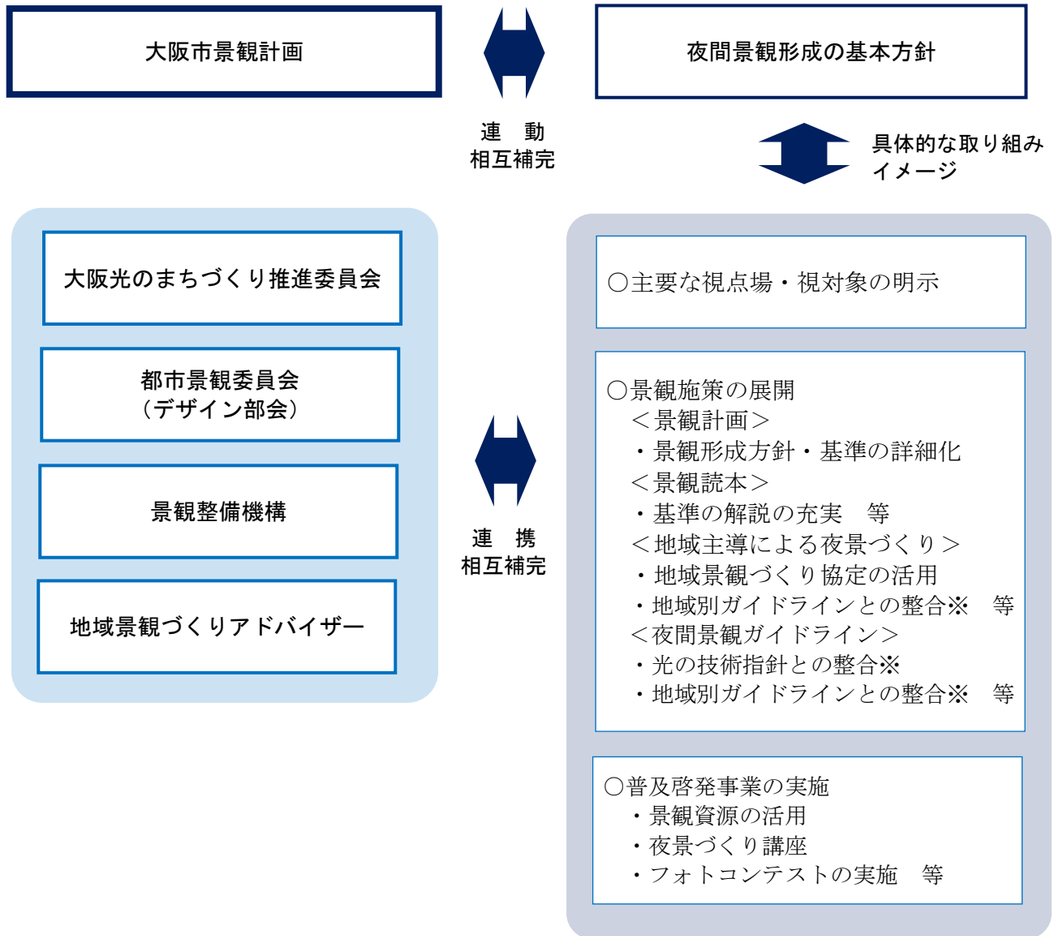

※光の技術指針：大阪光のまちづくり推進委員会が平成 26 年 3 月に策定したもの。光による景観づくりの考え方やライトアップの方法など、技術的側面において参考となる指針が示されている。第３フェーズ（2017 年_2019 年）の取り組みの一つに光の技術指針の更新版の作成があげられている。

※地域別ガイドライン：大阪光のまちづくり推進委員会（ガイドライン部会）の第３フェーズにおける取り組みの一つにエリア別光のまちづくりガイドラインの作成があげられている。光の東西軸、光の南北軸を中心として 10 のエリアを設定し、現在、大阪エリアマネジメント活性化会議との協働により、「大阪駅周辺」「中之島」「御堂筋」「ミナミ・難波」において対話・意見交換を進めている。

１　地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導と夜景づくりの推進

・景観計画との連動を軸としながら、景観読本等で補完することにより、地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導と夜景づくりの推進を図る。

（１）地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導

①建築物等の誘導

【景観計画の届出（建築物・工作物）】【景観読本】

・大規模建築物や高架道路・鉄道、橋梁、護岸等の大規模土木構造物は、市域の景観形成に与える影響が大きい。

・また、平成 29 年に景観計画に位置づけられた重点届出区域の各地区は、これまで景観施策として実施してきた建築美観誘導地区や景観形成地域であり、平成 17 年に廃止された美観地区の精神が引き継がれている。そのため長い年月をかけて街路沿道や水辺沿川に良好な景観がまとまって形成されている。

・そのため、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成を誘導できるよう、景観形成方針や基準等を詳細化するなど、景観計画の充実を図る。

・また、景観形成方針や基準等について、市民や事業者にわかりやすく解説するため、光による景観づくりの考え方やライトアップの方法など、夜間景観ガイドラインを作成するなど、景観読本の充実を図る。

②屋外広告物の規制誘導

【景観計画の届出（広告物）】【景観読本】

・特に都心部においては、電照看板など夜間に際立つ広告物が数多く見られる。また屋外広告物の対象とならない、ガラスの内側に設置されるデジタルサイネージなどが増えつつあり、夜間景観に与える影響は小さくない。そのため、これらの広告物が夜間景観の形成において阻害要因とならないよう、国や他都市の動向も踏まえながら、景観計画の充実を図る。

③公共空間の景観形成

【夜間景観ガイドライン】【景観読本】

・道路や公園等の公共空間の照明灯について、地域性に応じた色温度の基準等を示すことで公民連携による夜間景観の形成を図る。

④大規模な面的整備に合わせた景観誘導

【大規模面的整備検討書】

・市街地再開発事業や都市再生特別地区等、形態制限等を緩和して計画される大規模建築物等については、周辺と比べ大規模となることから地域のランドマークとなることが想定される。そのため、計画の初期の段階で夜間景観の形成の観点も踏まえた検討書の作成を求めることで、効果的な夜間景観の誘導を図る。

⑤新たな技術への対応

【景観計画の届出（建築物）】【景観読本】

・近年デジタル技術が発達し、メディアファサードといった建築物の表面にＬＥＤなどの光源を設置し、色や明るさに変化を持たせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出を行う建築物が増えており、まちなみの景観に対して与える影響は小さくない。今後ますます普及することが想定されるため、特に重点的に景観形成を図っていく地区における建築物の動向に注視し、メディアファサードへの対応について検討を進める。

・プロジェクションマッピングの実施について国が規制緩和を進めていることから、今後はその動向に注視し、現行の一時広告の枠組みの見直しについて、迅速に対応できるよう検討を進める。

・都心部において、屋外広告物の対象とならないガラスの内側に設置されるデジタルサイネージなどが増えつつある。今後もますます増えることが想定されるため、特に重点的に景観形成を図っていく地区における建築物の動向に注視し、これら屋内広告物への対応について検討を進める。

⇒デザイン部会にて検討

（２）地域との協働による夜景づくりの推進

【地域景観づくり協定制度】

・夜間照明は、建築物等の新築後も刻々として変化するため、行政の景観誘導には限界がある。そのため、地域景観づくり協定制度を活用するなど、地域主導の景観まちづくりの取り組みの中で、地域の個性ある夜間景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する。

２　景観に関する市民や事業者の意識の啓発

・景観形成の担い手である市民や事業者の景観に対する意識を高めていくため、様々な機会をとらえて市民や事業者の意識の啓発を行うとともに、ICT を活用した情報発信を行うなど、景観施策を身近に感じられる取り組みを進める。

①夜間景観の情報発信

・魅力的な夜間景観の情報を発信することにより、観光客等の来訪者の増加につなげるとともに、都市のイメージを高める印象的な顔となるよう、シビックプライドの醸成を図る。

②都市景観資源等の活用

・全区において都市景観資源の発掘・登録が実施されたことから、今後はこれら資源の活用を重点的に進める必要がある。登録された資源の中には、既にライトアップされているものも多く見られるため、今後は、それらのＰＲを積極的に進めるなど、フォトジェニックなポイントとして情報発信を進める。

③啓発施策の展開

・市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、夜間照明の基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動を支援するなど、幅広い取り組みを検討する。

３　様々な専門家等と連携した効果的な施策の展開

・夜間景観施策を効果的に展開していくため、行政だけではなく様々な専門家等と連携した効果的な施策展開を進める。

①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

【デザイン部会】

・大阪市都市景観委員会（デザイン部会）など専門家等に対してアドバイスを求める仕組みを活用するなど、市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、夜間景観の形成を効果的に実施・運用していくとともに、新たな技術に対応できる景観協議の枠組みづくりを進める。

②光のまちづくり推進委員会との連携

【夜間景観ガイドライン】【景観読本】

・光のまちづくり推進委員会で作成した技術指針を活用するなど、建築物の効果的な照明方法や、不快な光を作らない方法を市民や事業者に示し、魅力的な夜間景観の形成を推進する。

③景観整備機構の活動の充実

・景観まちづくりの支援や普及啓発事業など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構を活用する。

３．夜間景観施策の展開に向けて

・大阪市内には、大阪らしい夜間景観が形成されているエリアがいくつもみられ、それらを同時に施策展開していくことは難しい。そのため施策展開にあたっては、大阪らしい夜間景観が形成されているエリアにおける他施策の取り組みや今後の開発動向などを考慮して効果的に施策を実施すること重要である。

・また、大阪らしい夜間景観が形成されているエリアごとに異なる景観特性や市街地を取り巻く状況に応じた施策展開の方向の検討が必要となる。

・このことから、大阪市における今後の夜間景観の施策は、以下の点に配慮しながら展開していく。

１　わかりやすい施策体系

・大阪市において夜間景観形成に取り組む意義を改めて明確にした上で、夜間景観形成の方針や計画を定め、景観計画と連動させるなど、市民や事業者にとってわかりやすい枠組みとする。

２ 官民の適正なパートナーシップによる地域の景観まちづくりの推進

・夜間景観は日々変化するものであり、行政との協議等を踏まえて実施したとしても行政がもつ枠組みだけでその変化に対応することは難しい。

・今後、様々な地域のエリアマネジメント組織や地域活動協議会を含めた地域組織の取り組みと協働しながら、夜間景観のあり方について、公共が先導的な役割を担い、地域組織によるルールづくりやルールの運用などを含めた検討を進めることが望ましい。

３　景観施策の戦略的な展開と進捗管理

・夜間景観施策の展開にあたっては、他施策の取り組みや今後の開発動向などを考慮して効果的に施策を実施することが重要である。このことから、まずは先行検討エリアを選定し、具体的な取り組みについて検証のうえ、市域全域へフィードバックするなど、実情に応じた施策展開につなげる。

・先行検討エリアの選定にあたっては、夜間景観の典型的なタイプ「俯瞰するあかり・水辺のあかり・界隈のあかり・個のあかり」を有するエリアの中から、人が集まるにぎわいの拠点であり、かつ今後の開発動向や地域におけるまちづくりの取り組みがあることに着目して選定することとし、2025 大阪・関西万博の開催や、2024 年度の開業を目指したＩＲ事業などの夢洲における今後の開発動向との整合を図るため、観光・にぎわいの拠点であり都市の魅力向上に資するエリアであるベイエリアと、また、景観計画において重点届出区域として定め、中之島公園や土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川（天満橋から船津橋まで））を景観重要公共施設に指定し、過去にも旧美観地区や旧景観形成地域に指定するなど景観施策の実績があり、また、光のまちづくり推進委員会において取り組まれた道路空間や河川空間における所管箇所の異なるライトアップ設備の調和のとれた光景観を実現した、「俯瞰するあかり・水辺のあかり・界隈のあかり・個のあかり」の全ての夜景タイプを有するエリアである中之島を選定することとした。

① 社会情勢等に応じた戦略的な施策の展開

・景観形成は都市の景観に関わる人々の価値観や、都市開発・建築活動に関わる社会情勢などとも関わりが深いことから、これらの変化にも対応しながら施策効果の発現性なども考慮し、適宜、景観計画を見直すなど戦略的な展開を行っていく。

・また、近年の技術革新に伴い、建築物等のファサードを活用した光景観の演出が多様化していることから、周辺との調和に捉われない創造的な景観を誘導する。

② 景観施策の進捗管理

・夜間景観施策の展開にあたっては、予め内容に応じたロードマップを作成し、それらの成果や効果を把握しながら施策の評価を行うとともに、必要に応じ、適宜見直しを行うなど、ＰＤＣＡサイクルに基づき施策の進捗管理を行っていく。

・具体的な施策展開にあたっては、2025 大阪・関西万博など社会情勢等に応じて戦略的な施策展開を進め、SDGs の達成に貢献するとともに、定期的に施策をチェックし、内容を深化させていくなど、適切な進捗管理を行っていく。